消防本部からのお知らせ

予防課 ☎975-2119

危険物安全週間について

平成 27 年度危険物安全週間推進標語

「無事故へと 気持ち集中 はっけよい」

平成27年6月7日(日)から6月13日(土)まで危険物安全週間です。

危険物とは?

消防法に定められているもので、一般的に次のような危険性を持った物品をいいます。

- ・火災発生の危険性が大きい
- ・火災拡大の危険性が大きい
- ・消火の困難性が高い
- ※私たちの身近なものでは、ガソリン・灯油・油性塗料等があります。

危険物の貯蔵又は取扱上の注意事項

- ①火気の周囲では、危険物の取扱いは絶対にやめましょう。
- ②スタンド等の給油取扱所でガソリンや灯油を購入するときは、決められた運搬容器に入れましょう。
- ③危険物を貯蔵するときは、子どもや外部の者が容易に触れないように管理しましょう。
- ④指定数量以上(例:ガソリン200リットル以上、灯油1,000リットル以上)の危険物を貯蔵又は取扱う場合には、 市町村長の許可が必要です。
- ⑤指定数量以上の危険物を貯蔵又は取扱う場合には、危 険物取扱者の資格が必要です。
- ⑥指定数量の5分の1以上で指定数量未満の危険物を貯蔵又は取扱う場合には、市町村長に届出が必要です。
- ⑦危険物取扱免許状取得者で、現在指定数量以上の危険物を貯蔵取扱いしている者は、3年に一回の法定講習(保安講習)を必ず受講しましょう。
- ⑧危険物を貯蔵取扱いしている事業所等は、従業員への 保安教育や訓練を定期的に実施し、事故防止に努めま しょう。
- ⑨危険物を貯蔵取扱いしている事業所等は、危険物施設における安全管理マニュアル等を策定し、誠実に実行しましょう。

ガソリンの購入及び運搬方法

農作業用などでガソリンや混合油を購入する場合は、 「ポリ容器」での購入はできません。

ガソリンスタンドで、購入する場合はガソリン専用の消防法適合品の金属製容器で60リットル以下とされています。金属製容器は5リットルから20リットル程度までの容器がガソリン専用としてホームセンターやガソリンスタンドで販売されています。金属製であっても市販されているオイル缶・混合油缶・ブリキ缶などはガソリンや混合油の運搬容器として認められません。

また、乗用車等で運搬する場合は、22 リットル以下の金属製容器 (消防法適合品) に限定されています。

- ★運搬方法については、特に次のことに注意してく ださい。
- ・容器の収納口を上方に向けて、落下、転倒及び破損しないよう積載し運搬してください。
- ・容器の収納口を確実に密栓してください。
- ・容器の外部には危険物の品名 (ガソリン)、数量 (○リットル)、注意事項 (火気厳禁)を表示してください。 ※セルフガソリンスタンドでは、金属製容器であっても詰め替えることは禁止されています。

(詳細は、従業員へご確認ください。)

ポリエチレン製の灯油缶には 「絶対にガソリンを入れないで!」

(缶が侵され、変形し漏れるおそれがあります。)



ガソリン缶 (消防法適合品)



ポリ容器 (灯油缶)

※ペットボトル、瓶なども同様です。

危険物の漏えい事故防止について

全国的に事業所や家庭で使用される危険物の漏えい事故が、毎年発生しています。 危険物の漏えいは、河川の汚染、農作物、魚類への被害等また火災を起こす原因となり、市民生活に大きな影響を及 ぼします。危険物を取り扱うすべての事業所などでの貯蔵タンク、消費施設、各機器類の点検を定期に実施してください。

- ★危険物の漏えい事故を未然に防ぐため下記の事項について注意してください。
- 1. 燃料補給中は、作業終了まで監視してください。
- 2. 油量が異状に減ることはないか、定期に使用量と残量及び補給量を確認してください。
- 3. 配管及びバルブの破損、亀裂、変形の確認。
- 4.「少量危険物貯蔵取扱所」などでは防油堤、配管の破損、亀裂、劣化、又水抜きバルブ (通常は閉)が開放されていないか確認してください。
- 5. 農業ハウス等、屋外に設置してあるタンクについても配管及びバルブの破損、亀裂、 劣化がないか点検してください。
- ※危ないなと思ったら早めに専門業者に修理等を依頼してください。

